

大阪市告示第460号

平成25年大阪市告示第463号（区会計管理者の権限に属する事務の一部の区出納員への委任）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
区会計管理者の権限に属する事務の一部 の区出納員への委任 〔表 別紙2 挿入〕	区会計管理者の権限に属する事務の一部 の区出納員への委任 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

(会計室会計企画担当)

[表 別紙1]

区出納員となるべき職		区出納員の分掌事務
北区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 大阪市会計規則第26条の規定（同規則第75条 第1号及び第2号の規定によりその例によ ることとされる場合を含む。）による現金収 納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75 条第1号及び第2号の規定によりその例に よることとされる場合を含む。）による現金 保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、 第53条及び第61条の規定による精算報告書 の確認事務
	政策推進課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 大阪市会計規則第26条の規定（同規則第75条 第1号及び第2号の規定によりその例によ ることとされる場合を含む。）による現金収 納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75 条第1号及び第2号の規定によりその例に よることとされる場合を含む。）による現金 保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	地域課長	
	窓口サービス課 長	
	福祉課長	
	子育て・教育課 長	
	生活支援課長	
健康課長		
都島区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと

		<p>される場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	政策企画担当課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	まちづくり推進課長	
	防災安全担当課長	
	窓口サービス課長	
	保健福祉課長	
	こども教育担当課長	
	生活支援担当課長	
福島区役所	企画総務課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号</p>

	及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
企画推進担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
地域活動支援担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務
保健福祉課長	
子育て教育担当課長	
生活支援担当課長	
保健担当課長	

此花区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	政策共創課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	地域サポート課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	安全サポート担当課長	
	窓口サービス課長	
	保健福祉課長	
	子育て教育担当課長	
	保健担当課長	
生活支援担当課長		

中央区役所	総務課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	魅力推進課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	区政企画担当課長	
	市民協働課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	市民活動支援・教育担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及

	<p>国保収納担当課長</p> <p>保健福祉課長</p> <p>子育て支援・保育担当課長</p>	<p>び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
西区役所	<p>総務課長</p>	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	<p>事業調整担当課長</p>	<p>(1) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	<p>教育担当課長</p>	
	<p>地域支援課長</p>	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及</p>
	<p>安全安心担当課長</p>	

		<p>び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	窓口サービス課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	保健福祉課長	
	保健担当課長	
	子育て支援担当課長	
港区役所	総務課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	総合政策担当課長	<p>(1) 所管物品に係る出納保管事務</p>

協働まちづくり 推進課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
エリア開発推進 担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
教育担当課長	
窓口サービス課 長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務
保健福祉課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
保健・子育て支 援担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務

		(2) 所管物品に係る出納保管事務
	生活支援担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
大正区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	区政企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	地域協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る

	防災防犯担当課長	<p>同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>	
	窓口サービス課長		
	保健福祉課長		
	こども・教育担当課長		(1) 所管物品に係る出納保管事務
	生活支援担当課長		(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務
天王寺区役所	企画総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務	
		(2) 所管物品に係る出納保管事務	

	(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、 第53条及び第61条の規定による精算報告書 の確認事務
事業戦略担当課 長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定に よる現金収納事務及び同規則27条の規定に よる現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
教育文化担当課 長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定に よる現金収納事務及び同規則27条の規定に よる現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
窓口サービス課 長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務
保健福祉課長	
子育て支援担当 課長	
保健・生活支援 担当課長	

		(2) 所管物品に係る出納保管事務
浪速区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	教育・学習支援担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長 保険年金担当課長 保健福祉課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号

	保健子育て支援 担当課長	及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。)による現金保管事務
	生活支援課長	(2) 所管物品に係る出納保管事務
西淀川区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。)による現金収納事務及 び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、 第53条及び第61条の規定による精算報告書 の確認事務
	区政企画課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	地域支援課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定に よる現金収納事務及び同規則第27条の規定 による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	防災安全課長	
	窓口サービス課 長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。)による現金収納事務及 び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。)による現金保管事務
	保健福祉課長	

		(2) 所管物品に係る出納保管事務
	こども福祉担当課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保健主幹	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	生活支援担当課長	
淀川区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	政策企画課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定

		<p>による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	市民協働課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	窓口サービス課長	
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	健康推進担当課長	
	こども教育担当課長	
	生活支援担当課長	
東淀川区役所	総務課長	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	総合企画担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	地域課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることと

		<p>される場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	安全安心企画担当課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	窓口サービス課長	
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	子育て企画担当課長	
	生活支援担当課長	
	出張所長	
東成区役所	総務課長	

	<p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
総合企画担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
市民協働課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
教育支援担当課長	
窓口サービス課長	
保健福祉課長	
児童・保健担当課長	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
生活支援担当課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>

生野区役所	企画総務課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	区政推進担当課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	地域まちづくり課長	
	まちづくり推進担当課長	
	安心まちづくり担当課長	
	地域活性化担当課長	
	こども未来担当課長	
	窓口サービス課長	

	保険年金担当課 長 保健福祉課長 子育て・地域福 祉担当課長 生活支援担当課 長	
旭区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	企画課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	地域課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及
	防災安全課長	

	<p>び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
まち魅力課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
窓口サービス課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
福祉課長	
保健子育て課長	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
生活支援課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>

城東区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	企画担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	
	防災・防犯担当課長	
	窓口サービス課長	
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	子育て教育担当課長	
生活支援担当課長		
鶴見区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によること

	<p>とされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
政策推進担当課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
市民協働課長	
教育担当課長	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
窓口サービス課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>

	保険年金担当課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保健福祉課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	子育て支援担当課長	
	生活支援担当課長	
阿倍野区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	区政企画担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることと
	市民協働課長	

	教育支援担当課 長	<p>される場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
窓口サービス課 長	保険年金担当課 長	
保健福祉課長	保健子育て担当 課長	
生活支援担当課 長	住之江区役所	
総務課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>	
協働まちづくり 課長	窓口サービス課 長	
		<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及</p>

	保健福祉課長	び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保健担当課長	
	生活支援課長	
住吉区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	政策推進課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	教育文化課長	
	地域課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務
	住民情報課長	
	保険年金課長	
	福祉課長	
	保健こども家庭課長	
	生活支援課長	

	保健担当課長	及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保健福祉課長	
	子育て支援担当 課長	
	保護課長	
	生活支援担当課 長	
	矢田出張所長	
平野区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。)による現金収納事務及 び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、 第53条及び第61条の規定による精算報告書 の確認事務
	企画調整担当課 長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	政策推進課長	
	教育担当課長	
安全安心まちづ くり課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及	

	まちづくり推進 担当課長	<p>び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>	
住民情報課長	保険年金課長		
保健福祉課長	子育て支援担当 課長		
地域保健担当課 長	生活支援課長		
西成区役所	総務課長		<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	総合企画課長		

	及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
まちづくり推進 担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
地域支援担当課 長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
窓口サービス課 長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
保険年金担当課 長	
保健福祉課長	
生活援助担当課 長	(1) 所管物品に係る出納保管事務

福祉援助担当課長	
福祉担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る
子育て支援担当課長	同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
保健担当課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務

[表 別紙2]

区出納員となるべき職		区出納員の分掌事務
北区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 大阪市会計規則第26条の規定（同規則第75条 第1号及び第2号の規定によりその例によ ることとされる場合を含む。）による現金収 納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75 条第1号及び第2号の規定によりその例に よることとされる場合を含む。）による現金 保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、 第53条及び第61条の規定による精算報告書 の確認事務
	政策推進課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 大阪市会計規則第26条の規定（同規則第75条 第1号及び第2号の規定によりその例によ ることとされる場合を含む。）による現金収 納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75 条第1号及び第2号の規定によりその例に よることとされる場合を含む。）による現金 保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	地域課長	
	窓口サービス課 課長	
	福祉課長	
	子育て・教育課 長	
	生活支援課長	
健康課長		
都島区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと

		<p>される場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	政策企画担当課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	政策共創担当課長	
	市民協働課長	
	防災安全担当課長	
	窓口サービス課長	
	保健福祉課長	
	こども教育担当課長	
	生活支援担当課長	
福島区役所	企画総務課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及</p>

	<p>び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
企画推進担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
市民協働課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
地域活動支援担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
窓口サービス課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p>
保健福祉課長	
子育て教育担当課長	
生活支援担当課長	

	保健担当課長	(2) 所管物品に係る出納保管事務
此花区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	政策共創課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	地域サポート課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務
	安全サポート担当課長	
	窓口サービス課長	
	保健福祉課長	
	子育て教育担当課長	(2) 所管物品に係る出納保管事務
	保健担当課長	
生活支援担当課長		

中央区役所	総務課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	魅力推進課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	区政企画担当課長	
	市民協働課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	市民活動支援・教育担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及

	国保収納担当課 長 福祉課長 保健子育て課長	び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
西区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	事業調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	教育担当課長	
	地域支援課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることと
	安全安心担当課長	び第2号の規定によりその例によることと

		<p>される場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	窓口サービス課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	保健福祉課長	
	保健担当課長	
	子育て支援担当課長	
港区役所	総務課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	総合政策担当課長	<p>(1) 所管物品に係る出納保管事務</p>

協働まちづくり 推進課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
エリア開発推進 担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
教育担当課長	
窓口サービス課 長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務
保健福祉課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
保健・子育て支 援担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務

		(2) 所管物品に係る出納保管事務
	生活支援担当課 長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
大正区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	区政企画担当課 長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	地域協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る

	防災防犯担当課長	<p>同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>	
	窓口サービス課長		
	保健福祉課長		
	こども・教育担当課長		(1) 所管物品に係る出納保管事務
	生活支援担当課長		(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務
天王寺区役所	企画総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務	
		(2) 所管物品に係る出納保管事務	

	(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
事業戦略担当課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
教育文化担当課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務
保健福祉課長	
子育て支援担当課長	
保健・生活支援担当課長	

		(2) 所管物品に係る出納保管事務
浪速区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	教育・学習支援担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長 保険年金担当課長 保健福祉課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号

	保健子育て支援 担当課長	及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。)による現金保管事務
	生活支援課長	(2) 所管物品に係る出納保管事務
西淀川区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。)による現金収納事務及 び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、 第53条及び第61条の規定による精算報告書 の確認事務
	区政企画課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	地域支援課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定に よる現金収納事務及び同規則第27条の規定 による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	防災安全課長	
	窓口サービス課 長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。)による現金収納事務及 び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。)による現金保管事務
	保健福祉課長	

		(2) 所管物品に係る出納保管事務
	こども福祉担当課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保健主幹	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	生活支援担当課長	
淀川区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	政策企画課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定

		<p>による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	市民協働課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	窓口サービス課長	
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	健康推進担当課長	
	こども教育担当課長	
	生活支援担当課長	
東淀川区役所	企画総務課長	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	地域課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号</p>

		及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	安全安心企画担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	保健子育て担当課長	
	教育担当課長	
	生活支援担当課長	
	出張所長	
東成区役所	総務課長	

	(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
総合企画担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
教育支援担当課長	
窓口サービス課長	
保健福祉課長	
児童・保健担当課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
生活支援担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務

生野区役所	総務課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	区政推進担当課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	地域まちづくり課長	
	まちづくり推進担当課長	
	安心まちづくり担当課長	
	教育支援担当課長	
	こども未来担当課長	
	窓口サービス課長	

	<p>保険年金担当課 長</p> <p>保健福祉課長</p> <p>子育て支援担当 課長</p> <p>生活支援担当課 長</p>	
旭区役所	<p>総務課長</p>	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	<p>企画課長</p>	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	<p>未利用地等担当 課長</p>	<p>(1) 所管物品に係る出納保管事務</p>
	<p>地域課長</p>	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る</p>

	<p>同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
まち魅力担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
防災安全課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務
窓口サービス課長	
福祉課長	
保健子育て課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務
	(2) 所管物品に係る出納保管事務
生活支援課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号

		及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
城東区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	企画担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	
	防災・防犯担当課長	
	窓口サービス課長	
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	子育て教育担当課長	
生活支援担当課長		
鶴見区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることと

	<p>される場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
政策推進担当課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
市民協働課長	
教育担当課長	<p>(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
窓口サービス課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号</p>

		及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保険年金担当課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保健福祉課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	子育て支援担当課長	
	生活支援担当課長	
阿倍野区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務

	区政企画担当課 長 市民協働課長 教育支援担当課 長 窓口サービス課 長 保険年金担当課 長 保健福祉課長 保健子育て担当 課長 生活支援担当課 長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
住之江区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務

	福祉課長	される場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保健こども家庭課長	
	生活支援課長	
	保健主幹	(1) 所管物品に係る出納保管事務
東住吉区役所	総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	政策企画担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	区民企画課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る

	防災・安全安心 担当課長 窓口サービス課 長 保健担当課長 保健福祉課長 子育て支援担当 課長 保護課長 矢田出張所長	同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
平野区役所	総務課長 企画調整担当課 長 政策推進課長 教育担当課長 地域課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る 同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及 び第2号の規定によりその例によることと される場合を含む。）による現金収納事務及 び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号 及び第2号の規定によりその例によること とされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、 第53条及び第61条の規定による精算報告書 の確認事務 (1) 所管物品に係る出納保管事務 (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る

	<p>防災安全担当課長</p> <p>住民情報課長</p> <p>保険年金課長</p> <p>保健福祉課長</p> <p>子育て支援担当課長</p> <p>地域保健担当課長</p> <p>生活支援課長</p>	<p>同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>
西成区役所	総務課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務</p>
	総合企画課長	<p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号</p>

	及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
まちづくり推進 担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
地域支援担当課 長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
窓口サービス課 長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
保険年金担当課 長	
保健福祉課長	
生活援助担当課 長	(1) 所管物品に係る出納保管事務

福祉援助担当課長	
福祉担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る
子育て支援担当課長	同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
保健担当課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務